

国 自 審 第 1685 号 の 3
令 和 8 年 9 月 30 日

一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「装置型式指定実施要領について(依命通達)」等の一部改正について(依命通達)

今般、「装置型式指定実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号)、「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1252号)、「共通構造部型式指定実施要領について(依命通達)」(平成28年6月30日付国自審第534号)、「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領について(依命通達)」(平成28年6月30日付国自審第535号)、「共通構造部(協定規則第0号)型式認証実施要領について(依命通達)」(平成31年3月29日付国自審第2109号)及び「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付自審第1255号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。